

ダンス・武道必修化
—その問題点と解決策—

早稲田大学武藤泰明研究室グループ A

○坂口悦朗 城所美穂 佐藤拓海 中林淳
柳澤朋恵

1. 諸言

9月7日。2020年夏季オリンピックの開催地が東京に決定した。つまりこれからの7年間は、日本中でスポーツというものに対するあらゆる面からのアプローチが深化する時期だと思われる。そしてそれは競技としてのスポーツだけでなく、ビジネスや教育といった面も掘り下げられるはずである。

7年後、オリンピックが開催される年には現在の小・中学生や高校生の一部が選手として若手となり、多くの児童・生徒が大学生となり就職を控えている時期と重なる。このことを考慮すれば、この世代に対するスポーツ教育やスポーツ経験が色濃くオリンピック前後のスポーツ界へと反映されることは間違いない。故に必ず経験する学校体育がもたらす影響というものはこれまで以上に慎重に考えなければいけない。

2. 研究目的

本研究は、将来を担う世代のスポーツ教育とそれに対する企業をはじめとした民間の協力が活性化することを目的としている。

3. ダンス・武道必修化に関して

3.1. ダンス・武道必修化とは

ダンス・武道の必修化は新学習指導要領体育、保健体育科によって規定され、中学校・高等学校の6年間を2学年単位に分けて構成されており、中学校は平成24年4月から、高等学校は平成25年度の入学生から全面実施となっている。改定後、中学校はダンス及び武道が選択から必修となった。

3.2. 必修化の目的

生涯にわたる「豊かなスポーツライフ」を実現する視点から多くの領域の学習を十分に体験させた上で、それらをもとに自らが更に探求したい運動を選択できるようにすることが重要です。このため、中学校1年・2年でこれまで選択必修であった武道とダンスを含めすべての領域を必修とし、3年から領域選択を開始することとします。

注1

これは文部科学省のホームページ内にある新学習指導要領・生きる力、学習指導要領改訂の基本的な考え方に関するQ&Aという項目の「中学校において武道・ダンスを

必修化するのなぜですか。」という質問に対する解答だが、豊かなスポーツライフというキーワードから同省の「スポーツ立国戦略」の一環だと考えられる。

3.3. 必修化における課題

(1) 武道

武道においては柔道・剣道・相撲から選択して指導する。文部科学省の調査によれば全体の64%が柔道を選択したものの地域差も存在する。^{注2}ごく一部ではあるが合気道や少林寺拳法を選択したという声もある。これらは指導できる教員が学校あるいは地域に確保できたためである。

しかし武道というものの特性から言って指導資格を有した人材が一人いれば安心という訳でもなく、さらにわずかな時間で礼節や武道文化の知識を身に着けられるのかという課題がある。殊に武道は指導者の実力から生じる畏敬の念が全体への礼節に転じる部分があるので、指導資格に加えて実力というものも多分に考慮しなければならない。

(2) ダンス

ダンスは創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムのダンスに分かれているが評価方法も難しく、生徒に人気の高い現代的なリズムのダンスに関しては、教員の年齢によるが指導も難しい。実技経験・指導経験のない現職教員だけの対応は難しく、経験者の非常勤講師を含んだ適正配置も視野にいった、現場の指導環境の整備が急務と言える。^{注3}

以上の二点から指導者の質的・量的不足が大きな課題だと考えられ、これらの課題が解消できない限り、必修化の意味は果たせないといえる。

4. CSR 活動を活用した解決策

4.1. CSR とは

CSR とは企業の社会的責任(英語：corporate social responsibility)の略称である。

(1) ヨーロッパにおける CSR 活動

CSR は本業であるビジネスに統合されるものであるとされている。つまり儲けたお金で何をするかではなく、儲け方そのものの在り方が問われているのが CSR だとされている。更にこれは法や義務を超えて自発的に行われるものだと考えられている。

(2) 日本における CSR 活動

CSR 活動は日本では少々勘違いされており寄付・フィランソロピー・メセナと同一視されていることがある。これらの多くが企業のビジネス外で行われており CSR とはなんなのかという議論が欠落している様子がうかがえる。

(3) アメリカにおける CSR 活動

寄付行為に代表されるようなフィランソロピーや地域貢献という二つの要素が大

きく、日本はアメリカ式 CSR の影響を大きく受けている。

4.2. なぜ CSR なのか

そもそも CSR は社会問題の解決に企業が参加したものを指すことが多く、その点において「必修授業に対する教員の質的・量的不足」という社会問題を解決するのに企業が参画するのはおかしいことではない。

4.3. CSR を活用した具体案

(1) 人材派遣企業との協力

教員がいないというのは人材がいないという事であり、ダンスの項目でも述べたように非常勤講師でも良いので現場に人が必要となる。それならばその道のプロである人材派遣を生業とする企業に協力を仰ぐのが確実である。

(2) 企業内運動部の活用

日本の CSR に勘違いがあることを逆手に取り、運動部を抱える企業が目線に向ける方法もある。企業スポーツの在り方が問われる中でそのごく一部ではあるものの、救済になる可能性もある。ただし多くの企業にとってこれはフィランソロピーに属すると思われる

5. 展望

5.1. 官民一体のスポーツ教育・指導の素地として

体育がつまらない。そういった風潮に風穴を開けるためにもきちんとした指導者は必要不可欠である。体育の教員は確かに「体育」という授業の専門家かもしれないが、各スポーツの指導者であるという訳ではない。しかし、もしもこの政策が実現できれば、スポーツにおける企業と学校の協働の先行事例となりうる。

そしてこれを足掛かりとして学校体育に止まらない協働の流れが出来上がれば、スポーツ立国戦略の目指す豊かなスポーツライフの一助となりうる。

6. 結論

以上の事から

- 増加することが予想される特別非常勤講師配置事業費の増額。
 - 参画企業とその妥当性について議論する諮問機関の設立
 - 円滑に企業との連携を図るための窓口機関の設立
- の三点を盛り込んだ政策を提言する。

注1) 文部科学省ホームページ「武道・ダンス必修化」

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1330882.htm(最終アクセス 2013/09/23)より引用

注2) 毎日 jp 「武道・ダンス必修化:柔道選択は64%--文科省・中学調査」

<http://mainichi.jp/feature/news/20120316ddm041100086000c.html>(最終アクセス 2013/9/23)を参考にした。

注3) 中村恭子(2009) 中学校ダンスの男女必修化の課題-中学校教員を対象とした調査に基づいて-を参考にした。

<資料・文献>

内田良(2010) 柔道事故-武道の必修化は何をもたらすのか-(学校安全の死角(4))

菅直人(2011) 衆議院平成23年2月4日受領答弁第24号 衆議院議員馳浩君提出中学校での武道・ダンスの必修化に関する質問に対する答弁書

経済産業省(2004) 企業の社会的責任(CSR)を取り巻く現状について

東京都 報道発表資料 2011年4月掲載 外部指導員を活用する「武道・ダンス」モデル事業実践事例

東京都 報道発表資料 2011年4月掲載 「武道・ダンス」授業の必修化に向けた取組について

中村恭子(2009) 中学校ダンスの男女必修化の課題-中学校教員を対象とした調査に基づいて-

馳浩(2011) 衆議院平成23年1月27日提出質問第24号 中学校での武道・ダンスの必修化に関する質問主意書

藤井敏彦(2005) ヨーロッパのCSRと日本のCSR—何が違い、何を学ぶのか。日科技連出版社

毎日 jp 「武道・ダンス必修化:柔道選択は64%--文科省・中学調査」

<http://mainichi.jp/feature/news/20120316ddm041100086000c.html>(最終アクセス 2013/9/23)

文部科学省 中央教育審議会(第5回)議事録 資料3及び4

文部科学省 中学校学習指導要領解説保健体育編

ベネッセ教育情報サイト 中学校の「武道必修化」に不安を感じる保護者は約7割!

<http://benesse.jp/blog/20120705/p3.html>(最終アクセス 2013/9/23)